

-厚生労働省-

介護給付費負担金について、介護保険事業状況報告を用いるなどして審査及び確認を実施することにより、負担金が適正に算定されるよう改善させたもの

介護給付費負担金の過大交付額(支出) 1億4937万円

1 負担金の概要

介護保険に対する国庫助成の一つとして、市町村が行う介護保険事業運営の安定化を図るための介護給付費負担金がある。

この負担金の交付額は、介護給付費等（介護給付及び予防給付に要する費用の額）に国民健康保険団体連合会に対する審査支払手数料を加えた額に国の負担割合を乗じて算定することとされている。そして、国の負担割合は、介護給付費等の費用の区分に応じて、次のように定める割合とされている。

(ア) 施設等分は、介護給付費等のうち、施設介護サービス費、指定施設サービス等に係る特定入所者介護サービス費、特定施設入居者生活介護費等であり、負担割合は100分の15

(イ) その他分は、上記施設等分以外の介護給付費等であり、負担割合は100分の20

また、介護給付費等の算定に当たっては、返還金等の収入額を介護給付費等から控除することとされ、平成17年度以前に生じた収入額を18年度以降に介護給付費等から控除する場合は、国の負担割合が100分の20であるその他分から控除することとなる。

負担金の交付手続については、①交付を受けようとする市町村は都道府県に介護給付費負担金事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）等を提出して、②これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査の上、これを厚生労働省に提出して、③厚生労働省はこれに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

そして、介護保険事業状況報告（以下「事業状況報告」という。）は、保険者が作成する統計であり、都道府県を通して厚生労働省に報告され、その内容が公表されている。事業状況報告には審査決定又は支払決定された介護給付費等が記載されることとなっており、この額は、同一年度における実績報告書の介護給付費等と、原則として一致することになる。

2 検査の結果

21、22両年次に本件負担金について検査した結果、負担金の交付額を過大に算定していた事態が見受けられたことから、平成20年度決算検査報告及び平成21年度決算検査報告に不当事項として掲記したことである。これに対し、厚生労働省は、事務連絡等により、負担金の算定に誤りのないよう十分に審査及び確認を行うことを周知徹底するなどして、同様な事態の再発防止に取り組んでいた。

検査したところ、事業状況報告の介護給付費等のうち施設等分を集計した額と実績報告書の施設等分の額が大きく異なっているなどしていた8都県の26市区町及び1広域連合において、次のとおり負担金を過大に算定していて、負担金交付額計435億0055万余円のうち計1億4937万余円が過大に交付されていた事態が見受けられた。

(1) 介護給付費等に係る施設等分及びその他分の区分を誤っていたもの

7都県 25市区町及び1広域連合

(負担金交付額計385億4765万余円のうち過大交付額計1億3199万余円)

ア 施設等分とその他分を区分すべき特定入所者介護サービス費について、誤って、その全額をその他分としていたり、施設等分に区分すべき特定施設入居者生活介護費を誤ってその他分としていたりしていたもの

4県 14市町

(負担金交付額計79億0983万余円のうち過大交付額計7686万余円)

イ 施設等分について集計を誤ったため、施設等分を過小に算出し、その結果、その他分を過大に算出していたもの

4都県 3市及び1広域連合

(負担金交付額計60億4744万余円のうち過大交付額計3136万余円)

ウ 17年度以前に生じた介護給付費等に係る返還金等の収入額をその他分から控除すべきであったのに、誤って施設等分から控除していたもの

2都県 8市区

(負担金交付額計245億9037万余円のうち過大交付額計2376万余円)

(2) 翌年度予算から支払った介護給付費等を、誤って、当該年度分の介護給付費等としていたもの

1県 1市

(負担金交付額計49億5290万余円のうち過大交付額計1738万余円)

このように、依然として介護給付費等に係る施設等分及びその他分の区分を誤るなどして、負担金が過大に交付されている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省では、負担金が適正に算定されるよう、23年8月に都道府県に対して通知を発し、市町村に対して、負担金の算定誤りの具体的な事例とともに事業状況報告を用いるなどした具体的な確認方法を示し、実績報告時等に確認作業を行うよう周知徹底を図り、また、都道府県に対して、同様の方法による審査及び確認を行うよう周知徹底する処置を講じた。